

埼玉県の石綿対策（平成27年度における取組）

健康対策

健康に関する県民不安の解消

- ①保健所（13箇所）に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。
(疾病対策課)

○保健所における相談件数

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	27年度計	(参考)26年度
18	17	12	15	62	54

- ②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。
(疾病対策課)

○医療従事者に対する研修の実施状況

実施日	参加人数
平成27年12月9日	21人
平成27年12月18日	19人

環境対策

(1) 石綿関連製品製造工場等に対する対策

- 大気汚染防止法の規制対象とならない石綿取扱い事業所の実態把握を行い、飛散防止を要請する。
(大気環境課)

○新たに石綿の使用を把握した事業所：なし

(2) 建築物の解体等工事に対する対策

◆解体工事業者等に対する対策

- ①解体工事業者や建設業者等に対して石綿飛散防止に関する法令の周知や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況

講習会等の名称	実施日	出席者数
産業廃棄物適正処理講習会	8月28日	561人
石綿関係法令等説明会	10月30日	248人
産業廃棄物講習会	11月26日	460人
実務研修会	12月～2月	390人

②解体工事業登録申請者に対して石綿関係法令に関するパンフレットを配付するとともに、窓口に備え付け、建設業者に対して周知を図る。

(大気環境課、建設管理課)

○解体工事業の登録業者に対し、解体工事業登録通知に添えてパンフレットを送付した。

○解体工事業登録及び建設業許可の受付窓口にパンフレットを備え付けた。

◆解体工事時の飛散防止対策

③労働基準監督署及び県建築安全センター等と連携し、大気汚染防止法の届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事については、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対して飛散防止を指導する。

(大気環境課)

○立入検査

届出のあったすべての解体工事（99件）に立入検査を実施した。

○周辺環境調査

解体工事中の周辺環境調査を23件実施した。

調査した解体工事のすべてが参考基準値※以内であった。

※参考基準値：石綿製品製造事業所に対して定められた大気汚染防止法による基準値を準用

○完了検査

除去工事後の完了検査を41件実施した。

④大気汚染防止法の届出対象となる石綿除去工事の際、「石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対する周知を促進する。

(大気環境課)

○平成21年3月に指針を策定し、同年4月より施行。

○工事発注者への指針周知状況

- ・環境対策（2）①の講習会等で実施
- ・大気汚染防止法の届出相談時に周知

○実施数 79件

- | | | | |
|---------|-----|------|-----|
| ・内訳 説明会 | 1件 | 戸別訪問 | 34件 |
| ちらし配布 | 37件 | 回覧板 | 7件 |

○平成27年3月に本指針を改正し、同年4月より施行。

⑤建設リサイクル法の届出書の「付着物」及び「その他」の欄に「石綿の有無」等のチェック欄を追加するとともに、関係機関との届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。

(大気環境課、総合技術センター、産業廃棄物指導課)

○建設リサイクル法対象工事に係る対応状況

- ・届出受理時、「石綿の有無」についてチェック欄の記載要請の徹底
- ・情報提供・意見交換を行う建設リサイクル法推進連絡調整会議の開催
- ・建設リサイクル法届出窓口でパンフレット配布
- ・建築安全センターによる現場パトロールの実施

(3) 石綿廃棄物に対する対策

◆石綿廃棄物の排出事業者（解体工事業者等）に対する指導

①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導する。
(産業廃棄物指導課)

○現地調査実施状況 794件

②解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとともに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況

環境対策（2）①の講習会等で実施

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査

③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出されるマニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

○平成26年度廃石綿等排出量 204トン

(さいたま市、川越市及び越谷市は除く)

④市町村に対し、石綿含有の廃家庭用品等の適正な処理方法を指導する。

(資源循環推進課)

○平成19年度に市町村に対し、石綿含有廃棄物の適正処理について文書で通知済み。

○相談件数 0件

⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。

(産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況

環境対策（2）①の講習会等で実施

◆不法投棄対策

⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に努める。
(産業廃棄物指導課)

○不法投棄110番（24時間体制）設置による県民からの通報を広く周知した。また、民間企業と締結する不法投棄通報協定を拡大（新規に2団体）した。

○監視パトロール等件数 7,975件

⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。
(産業廃棄物指導課)

○改訂なし

(4) 相談窓口の設置・一般環境調査の実施

①環境管理事務所(7箇所)に環境に関する石綿問題についての県民相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。
(大気環境課)

○相談件数 25件

②県内20箇所において大気中の石綿濃度調査を実施する。
(大気環境課)

○大気中石綿濃度結果

	住宅地域	道路沿線地域	その他の地域	全体	(参考値)
調査地点数	10	3	7	20	
平均濃度(本/㎥)	0.06	0.06	0.08	0.07	10
(参考)26年度	0.28	0.30	0.17	0.25	

注1) 平成24年度までは、夏・冬2回の調査の平均値、平成25、26年度は夏のみ、平成27年度は秋のみ調査

注2) 参考値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準

注3) 表中の濃度は大気1リットル当たりの総纖維の平均本数

(5) 石綿除去工事等に対する経済的支援

①石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会やホームページ等で情報提供する。
(温暖化対策課)

○石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会やホームページ等で情報提供を行った。平成27年度は、融資の利用はなかった。

②民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。
(建築安全課、社会福祉課)

○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。

(補助実績)

除去などの工事 1棟

公共施設対策

公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されている箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

〔 管財課、住宅課、(企)水道管理課、(病)経営管理課、
(下)下水道管理課、(教)財務課、(警)施設課 〕

○県有施設について

- ・吹付け材調査・石綿含有吹付け材対策実施状況
(平成27年度実績)

石綿含有吹付け材(処理済) の補修・除去工事をした件数	新たに吹付け材が発見され、分析調査した結果、石 綿含有だった件数	対策を行った件数
3件	17件	5件

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれかを含有する吹き付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。

((教)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

○市町村有施設について

(各調査時点は各省からのフォローアップ調査によるもの。
調査が実施された時点の内容を更新。)

- ・市町村立学校施設、社会教育施設、社会体育施設等(文部科学省)
石綿6種類のいずれかを含有する吹き付け材等への対策状況フォローアップ調査結果
(平成27年10月1日時点)

全機関数	2,945
吹き付け石綿等有り※	43
措置済み	2
飛散によるばく露の恐れなし	41
飛散によるばく露の恐れあり	0
調査中	0

※1 さいたま市を含む。

※ 一つの機関に複数の吹き付け石綿がある機関があるため、機関数と内訳は一致しない。

- ・市町村営住宅(国土交通省)

石綿6種類の調査実施状況(平成27年8月末時点)

調査対象住棟数	1,429
吹き付け石綿等使用	18
うち除去等の処理済	11
うち未処理(今後対応予定)	7
吹き付け石綿等未使用	1,403
今後調査予定	8

※ さいたま市を含む。

・市町村立病院（厚生労働省）

石綿6種類の調査実施状況（平成24年2月29日現在）

調査病院数	11
吹付け石綿等使用	6
うち除去等の処理済	4
うち暴露のおそれなし	2
吹付け石綿等未使用	5
調査中	0

※さいたま市を含む。

・他省庁の所管に属さない市町村有施設（総務省）

石綿6種類の調査実施状況（平成22年3月31日現在）

調査箇所数（県計）	2,526
吹付け石綿等使用	163
うち除去・処理済	106
うち未処理	57
うちばく露のおそれなし	49
うちばく露のおそれがある が必要な対策※を実施済	8
吹付け石綿等未使用	2,279
調査中	0
平成22年度以降調査予定	84

※1 さいたま市を除く。

※2 「必要な対策」とは、「処理済」のように物理的な措置（「表面固化」「浸透固化」「囲い込み」等）でなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置（例えば「立入禁止措置」等）などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

民間施設対策

（1）民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等

①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000m²以上の民間施設について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。

（社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課）

○平成17年度に行った実態調査のフォローアップ調査を実施するとともに、適切に処置を講ずるよう要請した。

○民間建築物に係る実態調査

	社会福祉施設	病院施設	土地改良施設	私立学校	1,000m ² 以上の民間施設
調査数	2,882	327	1,048	780	11,906
回収数	2,859	327	1,048	780	11,049
吹付け石綿等有り	191	59	5	25	542
対策実施済	191	41	0	25	418
未処理	0	※a 18	※b 5	0	124
吹付け石綿等無し	2,661	268	1,043	755	10,507
調査中※c	7	0	0	0	857

※a 未処理の18施設のうち「ばく露の恐れがないもの」が16施設、「ばく露の恐れがあるが立入禁止措置等により被ばくを回避する措置を講じているもの」が2施設である。

※b 国の基準以下であり、当面の緊急性がない。

※c 調査中には未回答のものを含む。

②床面積1,000m²未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。
建築安全課、社会福祉課、交通政策課、
生活衛生課、農村整備課、学事課

○ホームページやセミナーでアスベスト対策について周知するとともに、分析調査の実施などを要請した。

③国内で使用されていないとされていた石綿3種類（トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト）についても使用されている可能性があることを周知する。
建築安全課、社会福祉課、医療整備課、交通政策課、
生活衛生課、農村整備課、学事課

○石綿3種類（トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト）の分析調査を実施していない建築物の所有者に対し、石綿が使用されている可能性があることを周知し、分析調査の実施を要請した。

④私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利子補助を行う。
(学事課)

○平成18～27年度の利用実績はないが、学校法人に対する周知は毎年実施しており、今後も引き続き実施する。

⑤民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。（再掲）
(建築安全課、社会福祉課)

○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。

(補助実績)

除去などの工事 1棟

⑥土地改良施設における未処理吹付け石綿の除去を行うための検討を行う。(4施設) (農村整備課)

○基幹水利施設ストックマネジメント事業「幸手領・権現堂地区」で石綿を除去するための検討を行った。

(2) 相談・診断体制等の整備・促進

①建築安全センターに相談窓口を設け、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。 (建築安全課)

○建築安全センターで隨時、相談に応じるとともに、アスベスト対策を推進するため、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

②関係機関に対し、アスベスト対策の推進を要請する。

[建築安全課、社会福祉課、医療整備課、交通政策課、
生活衛生課、農村整備課、学事課]

○市町村や県内のアスベストの分析調査機関及び建設関係団体に対し、アスベスト対策の推進を要請するとともに、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

県民の不安の解消

県民への情報提供

①石綿に関するQ&Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の提供を行う。 (大気環境課)

○石綿関連法の内容を解説したパンフレットなどを石綿関係法令等説明会の他、環境管理事務所等で配布した。

○県内20箇所における大気中の石綿濃度調査結果を大気環境課ホームページ内で公表した。

②石綿問題をテーマとした県政出前講座を行う。 (大気環境課)

○県政出前講座 0件 (平成27年度 0件)

③消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。 (消費生活課)

○県消費生活支援センターにおける相談件数 8件

○市町村消費生活センター等における相談件数 7件

石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認定申請等の受け付けを行う。
(疾病対策課)

- 県保健所における申請等状況 (平成27年度 28件)

国・市町村との連携

(1) 国・市町村との連携強化

- 県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、連携の強化を図る。
(大気環境課)

○埼玉労働局及びさいたま市との連絡調整会議を開催し、情報交換を実施した。

○石綿関係法令等説明会を埼玉労働局及びさいたま市と共に実施した。

(2) 国への要望

- 国に対し、引き続き必要な要望を行う。
(大気環境課)

○平成27年度国の施策に対する要望

- 大気中の石綿濃度に係る評価基準等の設定
- 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進